

第8回むかわグルメフェスタ in オータム一般出店枠出店者募集要項

まちの活力醸成、町の知名度の向上、地産農水産物のPR、交流人口獲得による地域活性化を図ることを目的として、平成25（2013）年、むかわ町の活力を体現するイベントとして「むかわグルメフェスタ」が初開催され、令和元（2019）年まで7回開催してきました。来場者も第7回には1万人を超え、イベントを通じたさらなる地域活性化が期待されるなか、令和2（2020）年から新型コロナウイルス感染症の感染が日本を含む世界各国において拡大し、感染拡大防止の観点から、令和2（2020）年、令和3（2021）年については開催が見送られました。

新型コロナウイルスの感染状況は現在もなお収束をみておらず、依然として様々な社会経済活動に大きな影響を及ぼし続けていますが、生活・行動スタイルの見直し、行事やイベント等開催における感染防止ガイドラインの遵守・徹底、ワクチン接種の進行など、感染防止に向けた取組が進んだことなどから、引き続き感染状況には留意が必要であるものの、社会経済活動回復に向けた動きが活発化しています。

こうした状況を踏まえ、むかわグルメフェスタ実行委員会で協議の結果、令和4（2022）年については、感染防止対策に万全を期したうえで開催することといたしました。

新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、従来のイベント会場であったむかわ町役場本庁舎敷地に多目的スペースが仮設されており、イベント会場の変更を余儀なくされましたが、限られた条件下で企画・運営準備を進めますので、本要項をご一読いただき、第8回むかわグルメフェスタへの出店をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【第8回むかわグルメフェスタ開催に係る主な留意点】

第8回むかわグルメフェスタ開催に係る主な留意点は次のとおりです。ご確認ください。

- 1 会場が「むかわ町役場本庁舎敷地」から「道の駅むかわ四季の館敷地」に変更となります。
会場の都合により、イベントエリアが分散されるほか、会場スペースの都合上、出店枠に上限を設け、出店希望者多数の場合は抽選の上決定します。
- 2 会場の主要部分に外周フェンスを設置して「制限エリア」とし、入場・退場ゲートも設置し、制限エリア内への入場者数について上限を設定します。滞留人数が上限に達した場合は入場制限を行い、退場による空きに応じて、順次、入場させます。
- 3 いわゆる3密回避の観点から、イートインコーナーに設置するテーブル間隔をこれまでより広げることにより、総テーブル数を削減します。
- 4 新型コロナウイルス感染防止対策については、来場者、一般出店枠を含む出店者、運営スタッフ等、全ての関係者に共通して徹底していただきます。
- 5 会場主要部分は外周フェンスで区画された制限エリアとなるため、出店者の健康管理、制限エリア内への入退場についても、実行委員会が定める手順により行っていただきます。
- 6 一般出店枠出店者募集要項のほか、一般出店枠出店規約を定めました。また、「むかわグルメ枠」と「一般出店枠」を統合し、これまで無料としてきた出店料を有料とするほか、テーブル、イスのレンタル料を設定します。
- 7 令和3（2021）年6月の食品衛生法改正により臨時営業制度が改正されています。

【食品衛生法改正による臨時営業制度の改正】

令和3（2021）年6月の食品衛生法改正による臨時営業制度の改正について整理しました。ご確認ください。

- 1 営業区分の変更（下表参照。手数料は3,000円（税込）。）
飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業での臨時営業許可を統一。
- 2 「届出」のみで可能な販売（下表参照。手数料は無料。）
これまで臨時営業許可申請が必要であった品目・営業内容の一部が、保健所への届出へ変更。
一方、手続き不要であった品目・営業内容の一部が保健所への届出へ変更。
- 3 食品衛生責任者の設置義務
上記1、2の対象となる全ての食品取扱い施設において、食品衛生責任者の設置を義務化。

<従来の制度と改正後の制度との比較>

品目・営業の内容	改正前	改正後	備考
食品を調理又は客に飲食させる営業	飲食店営業での臨時営業許可申請	飲食店営業での臨時営業許可申請	1ブース内で異なる区分の臨時営業を行う場合、これまで区分毎に手数料が必要でしたが、改正後は1区分の手数料となります。
ケーキ、クッキー等の菓子類、パン及び餅の製造	菓子製造業での臨時営業許可申請		
酒類以外の飲み物又は茶菓（ソフトクリーム含む）を提供する営業	喫茶店営業での臨時営業許可申請		
直接飲用される牛乳や乳飲料等を販売	乳類販売業での臨時営業許可申請	保健所への届出	
獣鳥の生肉（骨、内臓を含む）を販売	食肉販売業での臨時営業許可申請		
鮮魚介類（冷凍を含む）を販売	魚介類販売業での臨時営業許可申請		
弁当等の食品販売	食品販売業での臨時営業許可申請		
生鮮食品販売（野菜・米など）	手続き不要		
包装された加工食品＝消費期限表示又は冷蔵・冷凍保存の食品	手続き不要		

◎開催概要

- 1 イベントの開催日は、令和4（2022）年9月11日（日曜日）です。
- 2 飲食販売は、10：30から15：00までです。
- 3 会場は、道の駅むかわ四季の館敷地内です。

◎出店資格について

- 1 一般出店枠の出店資格は、次の(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たす者としします。
 - (1) 次のいずれかに該当する者による出店であること
 - ①むかわ町内に所在する法人、個人事業主又は学校
 - ②むかわ町内に住所を有する個人で組織された任意のグループ
(当日従事する者の住所、氏名を記載した名簿を提出いただきます。)

※未成年の出店は、親権者及び後見人の同意が必要になります。
※入れ墨のある方は出店及び販売に従事できません。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。
- (3) 実行委員会が定める新型コロナウイルス感染症対策を遵守すること。
- (4) その他実行委員会が定める一般出店枠出店規約の全てに同意し、遵守すること。

◎提供・販売商品の制限について

- 1 次に掲げる商品は提供・販売できません。
 - (1) 生ビール、酒類、ノンアルコールビール、市販のジュース類
(主催者直販によりイベント運営費に充当させていただきます)
 - (2) コピー商品（模造品）及び盗品、又はその恐れがあるもの
 - (3) 違法商品（類すると判断するものを含む）、麻薬類
 - (4) 風紀を著しく乱すもの（アダルト商品等）
 - (5) 混雑した会場内で運搬に危険を伴うもの
 - (6) 運搬に際して来場者の迷惑となるもの

◎出店申込について

- 1 出店希望者は、出店申込書兼誓約書に必要事項を入力し、申込を行うものとしします。
- 2 実行委員会が出店申込書及び誓約書を受理した時点で、出店希望者は出店規約の内容に同意したものとします。
- 3 出店申込期限は、令和4年8月19日（金曜日）午後5時30分までとしします。

◎出店ブースの仕様

- 1 出店ブースの一小間は、間口5．4m以内、奥行3．6m以内としします。
- 2 1出店者が出店できるブースは1ブース（一小間）としします。
- 3 販売テント（間口5．4m以内、奥行3．6m）、電源が必要な場合は、実行委員会で用意します。

◎出店料、レンタル料について

- 1 出店料は1ブース（一小間）3,000円（税込）です。
- 2 テーブル、イスのレンタルを希望する場合は、テーブル1枚につき1,100円（税込）、パイプイス330円（税込）にてレンタルします。
- 3 出店者は、実行委員会から請求のあった出店料（レンタルを希望する場合はレンタル料を含む）を、イベント開催当日に現金で支払ってください。ただし、次に掲げるSDGsの取組を行うことが出店当日に確認できた場合には、出店料の支払いを免除（レンタルを希望する場合のレンタル料は免除の対象外）します。
 - (1) ビニール袋（サミット袋）を使用せず、紙袋で商品を提供する取組
 - (2) プラスチックやPSP（発砲スチレンシート）の容器を使用せず、環境にやさしい材質の容器を使用して商品を提供する場合
 - (3) その他主催者がSDGsの取組であると認めた取組である場合
- 4 イベント開催日の前日までに実行委員会の決定によりイベントを中止した場合は、出店料の支払いを免除（レンタルを希望する場合のレンタル料を含む）します。

◎保健所への許可申請・届出について

- 1 保健所等への必要な手続きは出店者自ら行ってください。
- 2 出店当日、許可証の掲示なく出店することはできません。

◎搬入・搬出について

- 1 実行委員会によるイベント会場の設営は、令和4（2022）年9月10日（土曜日）に行います。この日に搬入を希望する出店者は、17：00から18：00の間に搬入作業を行ってください。
- 2 イベント当日の搬入・搬出については次のとおりとします。
 - (1) イベント開始前の出店ブースへの搬入は7：00から8：00までとします。
 - (2) イベント開催時間中の搬入は、来場者の安全を最優先し、来場者の通行を妨げないように行ってください。出店ブースに車両を乗り入れての搬入はできません。
- 3 前日当日ともに新型コロナウイルス感染症対策のため、柵が設置されているためブース内への車両の乗り入れはできません。
- 4 イベント終了後の搬出開始時間は、実行委員会の指示に従ってください。
- 5 搬入後の機材の盗難及び損失等はすべて出店者の責任とし、実行委員会は一切の責任を負いません。

◎その他出店の詳細（出店規約の確認）について

- 1 この募集要項に記載している事項は、出店規約を抜粋したものです。
- 2 出店希望者は、出店規約に同意のうえ出店申し込みしていただきますので、出店規約を必ずご確認ください。